

令和6年度

福祉教育委員会行政視察報告書

▶ 視察日程

令和6年11月13日（水）～11月14日（木）

▶ 視察事項（視察先）

- （１）ひきこもり支援事業について（岡山県総社市）
- （２）手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の
具体的な取組や効果について（兵庫県明石市）

▶ 視察参加者

【委 員】	委 員 長	松尾 一生
	副委員長	守田 文美
	委 員	浅本 輝明
	委 員	木原 愛子
	委 員	堀本 浩司
	委 員	三浦 徹也

【事 務 局】	岩見 直子（随行）
---------	-----------

目 次

- 1 ひきこもり支援事業について（岡山県総社市） . . . 1
- 2 手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な
取組や効果について（兵庫県明石市） 7
- 3 視察を終えて（各委員の所感） 12

ひきこもり支援事業について

1 視 察 日 時 令和6年11月13日（水）
午後1時30分～3時00分



2 視 察 場 所 岡山県総社市役所

3 視察先対応者 保健福祉部福祉課職員、議会事務局職員
ひきこもり支援センター（社協）ひきこもり支援員

4 視察の概要

（１）総社市の概要

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市の２大都市に隣接している。近年では、歴史に培われた吉備文化と、高梁川の恵みをはじめとする豊かな自然環境を背景に、住宅都市・学園都市としての発展もみせている。

（２）総社市におけるひきこもり支援について

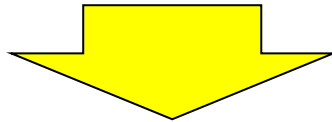
総社市では、全国屈指の福祉文化先駆都市の実現を目指し、子育て施策、障がい者雇用施策などの施策を進めてきた。また、福祉に特化した施策として、「福祉王国プログラム」を策定し、高齢者、障がい者、こども等のすみやかに取り組むべきメニューを策定し毎年度更新しており、「ひきこもり」についても平成２９年度からメニューの一つに掲げている。

総社市では権利擁護、生活困窮、障がい者雇用などの専門的な窓口を社会福祉協議会へ委託し設置しているが、その窓口において相談を受ける中で、高齢者の相談ではあるがその当事者がひきこもっている、働き盛りの年代の子がひきこもっていることで生活が苦しいなど、「ひきこもり」というキーワードが多く聞こえた。そこで、「ひきこもり」について特化した支援をする必要があると考え、平成２７年にひきこもり支援等検討委員会を設置した。

●「ひきこもり支援」の経過

検討の契機

- ・ 社会福祉協議会において、障がい、生活困窮、権利擁護に関する相談を推進する中で「ひきこもり」と思われる方の存在を確認
- ・ 実態把握、専門的支援の必要性を課題ととらえる



検討開始

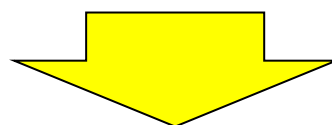
- ・ 平成27年8月 ひきこもり支援等検討委員会を設置
 - ☞ 市内のひきこもりの実態把握及び支援方策等を検討し、ひきこもり支援は、社会全体の課題であることを確認
 - ☞ 市の関係部署や社会福祉協議会のほか、ハローワーク、医師会、民生委員児童委員協議会等の地域の関係者で構成
 - ☞ ひきこもりの定義・理念を明確化し、ひきこもり支援策を検討

総社市では、ひきこもりの定義を『中学卒業後であって、おおむね6か月以上、社会から孤立している状態』として支援。

- ・ 平成28年1月～9月 市内17地区で懇談会・実態把握
 - ☞ 民生委員、福祉委員との問題意識の共有・醸成
 - ☞ 市内に少なくとも200名ほどのひきこもりがいるとの結果

「ひきこもり」という課題は最も難しい閉塞した福祉課題のひとつ。本人・家族は誰に相談していいか分からない、どうしていいのか分からない、地域住民・知人は話題にできない、どう関わっていいのかわからないといったふたつの大きな壁がある。

→ ひきこもり支援を地域福祉の課題として取り組む



具体的な支援の実施へ

●総社市の「ひきこもり支援」

ひきこもりの予防（義務教育の段階での取組）

- ・派遣登校支援員による長期欠席の児童、生徒の状況把握と分析、整理
- ・中学校卒業後も必要に応じて相談できる支援体制を作るため、不登校状態にある生徒、保護者に対して、卒業前に四者面談を実施



ひきこもり支援（中学卒業以降の社会からの孤立状態への支援）

総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市の独自事業として支援を展開（委託により社会福祉協議会が実施）

①平成29年4月 ひきこもり支援センター「ワンタッチ」開設

専門の相談員（社会福祉士）による訪問・電話・メールでの相談対応。総社市社会福祉協議会では、ひきこもり支援センターのほか、生活困窮者支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど横断的な相談支援体制（精神保健福祉士による応援等）を構築。

※センターの体制…センター長1名、相談員2名（社会福祉士）、事務補助1名

②平成30年2月 常設居場所「ほっとタッチ」開設

市役所及び社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、ひきこもりの支援対象者が訪れる常設の「居場所」を開設。専門職、ひきこもりサポーターが寄り添い、社会参加に向けて少しずつ支援。

③平成30年8月 ひきこもり家族会「ほっとタッチの会」設立

ひきこもり当事者が家族にいる人たちを対象とした当事者組織で、ひきこもりについての理解を深めながら、家族間で交流を図る。

リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の孤立を防ぐ。

活動日時	毎月第3木曜日 13:00～15:00
活動内容	情報交換や親睦、勉強会や研修会など
年会費	1,000円

④令和3年4月 2か所目の常設居場所「ほっとタッチポエム」開設

▼令和5年度の事業費：1,592万円（支援センター人件費、居場所設置等）
⇒このうち719万円が国庫補助（ひきこもり対策推進事業）

めざすのは、社会参加！

〈社会参加の定義〉

自分の意志で、おおむね 6 ヶ月以上家族以外の第三者と交流が継続している状態。

ひきこもり支援センターの相談支援状況（平成29年4月～令和6年10月）

●実相談者数 486人（うち本人接触あり：165件）

→初回相談者は、本人、家族、支援者、民生委員など

●延相談件数 29,515件

●社会参加実人数 91人

→定期的居場所利用、地域活動支援センター利用、ボランティア体験、
地区社協行事への参加、進学、復学、就労、短期就労 など

5 主な質疑応答

Q ひきこもりの実態と原因調査は大変困難が予想されるが、どのように進められ、把握されているか。

A 民生委員、福祉委員に「ひきこもり」について知っていただき、その後、17地区で懇談会を開催して、個人情報の取扱いにも注意しながら実態を把握した。

Q ひきこもり支援センター「ワンタッチ」、「ほっとタッチ」及び「ほっとタッチポエム」の組織について。成果及び今後の課題はなにか。

A ワンタッチはセンター長1名、ひきこもり支援員2名、事務員1名の計4名で支援をしている。中心になるのはひきこもり支援員であるが、支援員が20代、30代のため、当事者やご家族の方から年齢がもう少し上の方が相談しやすいと言われることがあるので、その際はセンター長も対応する。また、事業計画などはひきこもり支援等検討委員会に相談しながら作成している。

ほっとタッチは、専従の職員がいるわけではなく、ひきこもりサポーターが2名体制で運営している。

ほっとタッチポエムは、ひきこもりサポーター2名と、ワンタッチの職員1名で運営している。

居場所を設置して終わりではなく、何かやることあるほうが参加しやすいという方もいらっしゃるので、居場所の前に畑を作り、利用しながら活

動している。また、社会福祉協議会の相談室は囲われた所であるため、威圧感があって嫌だという意見もあり、そういった場合にほっとタッチを使い、落ち着ける空間で相談を受けることができるようにしている。

義務教育終了後の方を対象にひきこもりの支援をしているが、不登校のまま卒業し、そのままひきこもり状態という方をセンターにどうつなげていくかが今後の課題である。教育委員会とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保健師等で毎年7月に連絡会を開催しており、ひきこもり支援センターに円滑な引継ぎができるよう現在取り組んでいる状況である。また、ひきこもり支援センターと総社市保健福祉部健康医療課、岡山県備中保健所の三者で毎月ひきこもりケース検討会を実施しており、毎月このような機会をつくることで、対象者への支援の充実を図っている。

Q ひきこもりサポーター養成の成果と今後の課題について

A ひきこもりサポーター養成講座は毎年開催しており、96名の方にサポーター登録をしていただいている状況である。

サポーターの活動は居場所に来ていただいた方の対応や、地域の中で出てきた課題をセンターにつなげていただくというところを中心にしており、サポーター個人で動いていただくことはしていない。そのため、もっといろいろな活動をしたいと言われる方もおり、現在試行錯誤しながら皆さんにご活躍いただけるように検討している。

Q ひきこもり支援について、市議会、国、県、他の自治体との連携はどのようになっているか。

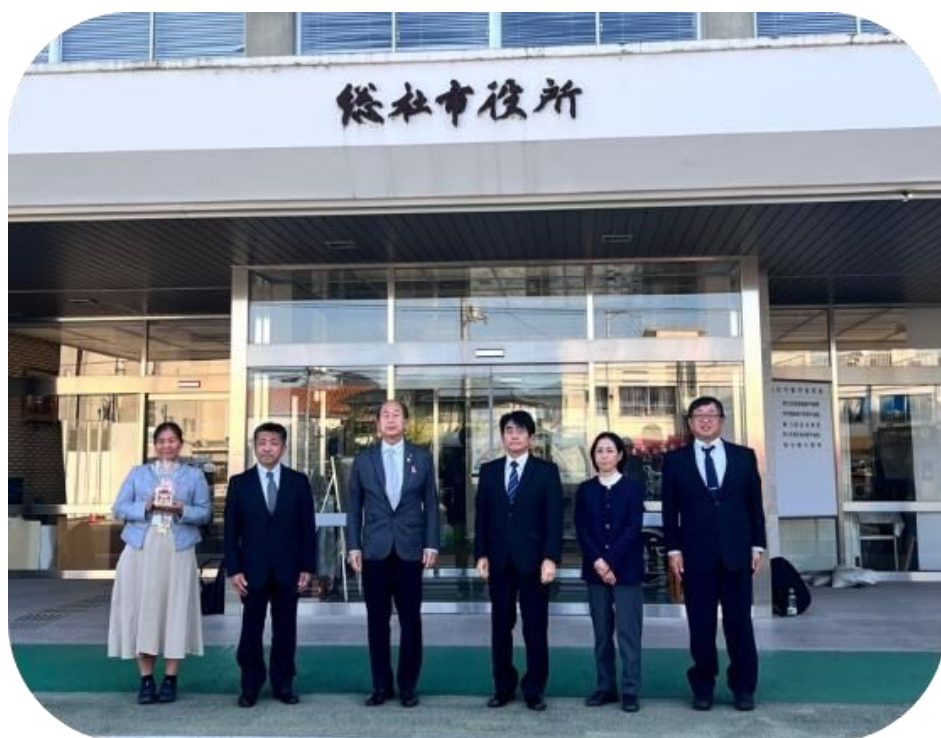
A 市議会との連携については、議員の中にサポーター養成講座を受けられて、サポーターとして登録されている方がおり、居場所の運営にも参加していただいているところで、ひきこもり支援の有用性、市が取り組むべき課題であるということをご理解いただいている。

県との連携については、岡山県精神保健福祉センターに在駐の精神科の先生が、受診してもいいが自分からは外に出ていけないという方で受診が必要と判断された方のご自宅に出向き、ご本人に様子を聞いたり、必要であれば診断をしていただいて、福祉サービスにつなげていくという事例がある。

国からのひきこもり支援は、これまでは財政面での支援であったが、最近ひきこもりの支援をする側に立ったハンドブックの作成や、ひきこもりの当事者であった方に話をしてもらったりするキャラバンなど、ひきこ

もりを理解してもらって、社会的な問題として考えていこうというところで、基礎自治体や県に任せるだけでなく、国もひきこもりの支援に取り組みだしたというふうに思っている。

他自治体との連携については、令和元年に全国ひきこもり支援基礎自治体サミットを開催したが、その後コロナ禍により開催ができていない。ひきこもり支援に対する温度差はあるが、ひきこもりの支援についてはどの自治体も考えているので、居場所の運営や開設の方法についてなど、お互いの現状をやりとりし、連携をしているのが現状である。



手話言語・障害者コミュニケーション条例 施行後の具体的な取組や効果について

- 1 視 察 日 時 令和6年11月14日（木）
午後10時00分～11時30分
- 2 視 察 場 所 兵庫県明石市役所
- 3 視察先対応者 福祉局生活支援室職員、福祉局障害福祉課職員
議会事務局職員



4 視察の概要

（１）明石市の概要

明石市は、兵庫県の南部に位置しており、市の東側と北側は神戸市に、西側は加古川市、播磨町、稲美町に接し、また瀬戸内海に面しており、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができる。気候は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地である。

阪神都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国と結ぶ位置にあり、海陸交通のうえで重要な拠点となっており、神戸や大阪方面へのアクセスも良いことから、ベットタウンとしても発展を続けている。

（２）手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について

【取り組みの経過】

- 第1回検討委員会（平成26年9月）
- 第2回検討委員会（平成26年10月）
- 第3回検討委員会（平成26年11月）
- 第4回検討委員会（平成26年11月）

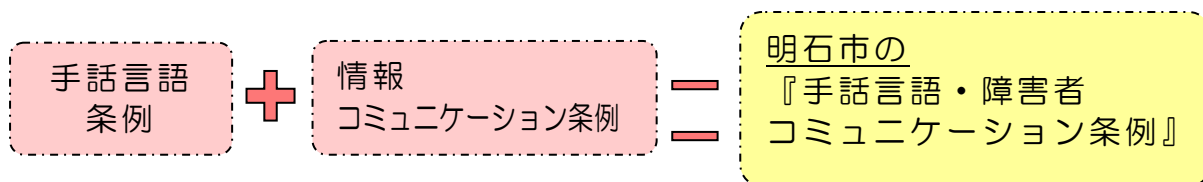
条例検討委員会について
障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）、コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置。委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、当事者の声を聞き取り条例案をとりまとめた。

- パブリックコメントの実施 ⇒ 49名から74件の意見応募あり
- 平成27年3月議会に条例案を提出 ⇒ 全会一致で可決



平成27年4月施行

『手話言語を確立するとともに要約筆記・点字音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』 **全国初**



【条例の概要】

基本理念（第2条）

- ☞ 障害のある人となない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重する。
- ☞ 利用者の障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に語る権利を最大限保障する。
- ☞ 手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解しつつ、手話を普及する。

市の責務（第4条）

- ☞ 事業者等が合理的配慮できるよう支援
- ☞ 市民に対する普及、啓発
- ☞ 環境整備
- ☞ 調査、研究への協力

市民の役割（第5条）

- ☞ 基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及、利用促進に係るしの施策に協力する。

事業者の役割（第6条）

- ☞ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、合理的配慮の提供に努める。

目的① 手話は言語である	目的② 多様なコミュニケーション手段の促進
第2章 手話言語の確立 - 手話を学ぶ機会の提供 - 手話を用いた情報発信等 - 手話通訳者の確保及び養成	第3章 要約筆記・点字・音訳の促進 - 要約筆記等を利用するための環境整備 - 要約筆記者の確保及び養成 第4章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進 - 盲ろう者用コミュニケーション支援従事者の確保養成 など

（条例制定後）平成27年9月補正予算による施策

遠隔手話通訳者用タブレットの購入

聴覚障害者向け音声同時通訳システムの導入

市後援行事で手話通訳者・要約筆記者を配置する際の必要な費用の半額を助成する制度を創設。

点字を希望する視覚障害者に市政情報等にかかわる文書等について、点字プリンターの導入による点字対応を行う。

市立図書館に、拡大読書機、録音図書再生機等を配備し、読書しやすい環境づくりを推進する。

災害ハザードマップの点訳

条例制定後の取り組み

手話通訳士の資格をもつ職員の採用

市内すべての小学校での手話体験教室を開催

職員対象手話研修及び手話検定受講費用の助成

タブレット端末を利用した遠隔手話通訳や手話での問い合わせに対応

手話動画で情報を発信

コミュニケーションボードの窓口設置

買い物時の会話をサポートするコミュニケーションカードの発行

手話での体験・交流イベントの開催

4 主な質疑応答

Q 様々な取組をされており、障害のある方が住みやすい環境づくりにご尽力されているが、明石市に住みたいと言われる方は増えているのか。

A 手帳を持っていらっしゃる方が転入された際には、転入の手続き時に対応をしており、その際に明石市を選んで来てくださったという方も何人かおられた。

Q 職員に手話検定の受験料やテキスト代を助成されているが、研修や受験は勤務時間内なのか。また職員が検定に受かった場合は手当が出るのか。

A 研修は勤務時間内であるが、検定は土・日曜日になるので勤務時間外になる。また、今年度からは受験料のみの助成となっている。検定に合格しても、手当はない。

Q 手話奉仕員養成講座の申込者が年々増えているとのことだが、ろう者の方の職場での理解も大事であるとする。そういった職場の方などが養成講座を受講されることはあるのか。

A 養成講座の受講申込書に受講理由を書く欄があるが、ご質問のような理由で受講された方はいなかったように記憶している。企業側へ浸透させていくことは次の課題である。

まずは市民の方に関心を持っていただくということで、9月に手話関係のイベントを開催し、300人程度参加された。映画やドラマの影響もあり、手話への関心も高い。手話は比較的参加もしやすいというところで、障害への理解のきっかけにもなるところは実感している。

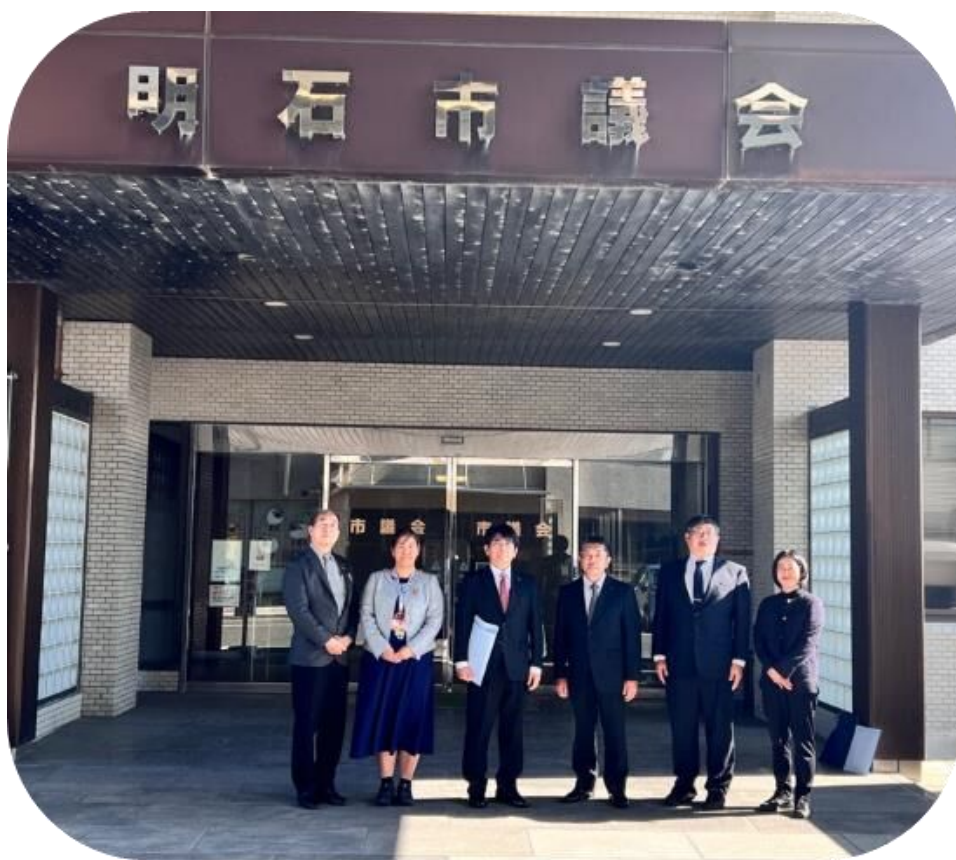
Q 5つのステップの目標を掲げておられますが、今の位置は。

- | | |
|-------|---------------------|
| ステップ1 | 手話を言語として再認識する条例 |
| ステップ2 | 情報やコミュニケーションを保障する条例 |
| ステップ3 | 障害のある人への差別をなくす条例 |
| ステップ4 | 合理的配慮の提供にかかる公的助成 |
| ステップ5 | 障害のある人の自立と社会参加の実現 |

A ステップ5の状態ではあるが、ステップ1からの流れがあり、再度見直しながら進めている。ステップ5の『障害のある人の自立と社会参加の実現』というところは今後も引き続き検討してかなければならないところである。

Q パブリックコメントの応募が多かったとのことであるが、下松市はパブリックコメントを募集しても応募が少ない。パブリックコメントを募集した時点で市民からの関心が高かった背景は。

A 検討の段階でいろいろな団体に関わっていただいております、パブリックコメントを募集する際にも、ろうあ協会や手話教室へ呼びかけも行った。条例制定に期待する思いが強く、関心が高かったので、早くから参画していただいております、その結果としてパブリックコメントの応募が多かったのだらうと考える。



視察を終えて

委員長 松 尾 一 生

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

総社市は「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指して「福祉王国プログラム」を策定している。ひきこもり支援はその一環として平成２７年より取り組んできた事業であり、市内１７地区で懇談会を開き、民生委員や福祉委員との問題意識の共有、実態把握からスタートした。今では①ひきこもり支援センターの開設、②常設居場所の開設（２か所）、③ひきこもり家族会の設立がされている。ひきこもり支援センターでは、ワンストップの相談窓口のほか、ひきこもりサポーター養成講座の実施、居場所や家族会の支援が行われている。居場所や家族会にはひきこもりサポーターが出向き、ひきこもりの当事者や家族に寄り添った対応を実践している。

下松市では、健康福祉部障害福祉課を中心として、主に相談窓口の開設と対応に力を注ぐ。今後は、国・県、社会福祉協議会、民生児童委員、自治会等と十分に連携をとり、まずは情報交換、実態把握から始めることが求められる。その後のひきこもり当事者・家族の居場所づくりや家族会設立などの施策は、総社市の先進事例が大いに参考になるものとする。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

明石市では、本条例の制定に向けて平成２６年９月から４回にわたって条例検討委員会を開催した。その間に関係法令の動向調査、現状把握、関係者からのヒアリング等を経て、条例素案を作成した。さらに同年１２月から翌年１月にかけてパブリックコメントを実施したのち、平成２７年３月の市議会に条例案を提出し、全会一致で可決成立した。本条例には市の責務、市民の役割、事業者の役割が明記され、①手話は言語である、②多様なコミュニケーション手段の促進を目的として掲げている。明石市の優れているのは、単に条例を制定しただけでなく、条例をもとにして具体的な施策、事業を実践しているところである。手話通訳士等７人の採用、手話体験教室の開催、職員対象手話研修の実施、手話検定受講費用の助成、SNSを利用したサービスや情報発信、コミュニケーション・ボードやコミュニケーション・カードの作成、手話での体験・交流イベントなどである。その結果、ろう者や関係団体と行政との協働の取組が始まり、市職員や市民の関心が手話やろう者に向けられ始めたとのことである。

下松市ではまだ手話言語に関する条例がない。画餅に帰すことのない条例制定とこれに基づく具体的実践について大いに示唆を与えられた。

副委員長 守 田 文 美

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

総社市はひきこもり対策事業に年間１，６００万円ほどの予算を組み、ひきこもり当事者のための居場所を設置し、その運営を社会福祉協議会に委託している。居場所である通称「ほっとタッチ」は、開所時間中はいつでも利用ができ、コーヒーだけ飲んで帰ったり、畑作業をしたりと、各々が好きなように過ごすことができる。

ひきこもりにある状態から社会復帰までの道のりは長く、支援にも時間と根気が必要となる。実際の話として、ひきこもり状態にある本人に支援者が会うまで５年かかったという事案も紹介していただいた。

総社市の今後の課題の一つとして、学校と社協の情報共有があげられるそう。ひきこもり当事者が小学生や中学生の場合、在学時は学校から支援を受けられるが、中学卒業と同時に学校からの支援は終了となるため、社協が支援を引き継ぐことになる。その際、学校と社協が情報を共有するためには、卒業前から保護者を含めて学校と社協の協議の場を設けることが重要とのことであった。

総社市長は、「ひきこもりは当事者やその家族が悪いのではなく、ひき込まざるを得なくした社会が悪いのである。であるから行政（首長）が全力で支援していくべきである」と述べていて、この熱い思いを本市でも広めていくことが大事だと学ばせていただいた視察だった。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

手話は耳が聞こえない人のためのものではなく、手話ができないひとのためのものという考えの下、明石市では手話言語・障害者コミュニケーション条例が制定されている。

かつての日本教育において、手話は禁止された歴史を持つ言語であり、抑圧された言語である手話を普及させることは行政に課せられた使命でもある。

明石市においては、市職員と市民が協働して事業を拡大しており、条例制定を契機に、聴覚障害の理解が広がったうえに、他の障害の理解にもつながっているそう。

また、本条例は制定前のパブリックコメントが多く寄せられた。パブコメ開始前から住民参加があったことが、パブコメが多くなった一因ではないかとのことであった。

本市においても、手話の学ぶ機会の提供、手話を用いた情報発信の推進をはかることの重要性を学ばせていただいた視察だった。

委 員 浅 本 輝 明

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

総社市がひきこもり支援を開始したのは、市民からの相談件数の中で、「ひきこもり」というワードが多く聞こえてきたので「ひきこもり」に特化した支援をする必要があるかもしれないと考え開始したそうです。市民の皆さまのご意見を真摯に受け止め、政策立案に尽力した職員さんには大変学ぶものがあります。

その他、「障害者千五百人雇用」の大目標を掲げて「福祉から雇用へ」とハローワークに就労支援ルームを設けてワンストップで付き添い型の綿密な支援活動を行っており、令和6年9時点で1,398人の雇用を達成しています。このことも、私たちが学び、そして今後の議員活動に活かしていかなければならない課題であると認識しました。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

明石市は、こども一人ひとりに寄り添う、誰もが暮らしやすい（障害者）、住み慣れた地域で安心して暮らす（高齢者）に重点を置いた施策を実行している。令和6年度予算は民生費が51.4%と、すべての人に優しいまちづくりを実践しており、皆様の評価が11年連続人口増に繋がっていると考えます。今後は、SDGs（誰一人取り残さない）社会の実現に向けて、「未来安心都市の実現を目指す」方針で、これらの政策すべてにおいて、他市の数歩先を進んでおり、私も、福祉教育委員の一員として子ども、障害者高齢者支援に取り組んで参りたいと考えます。

委員 木原 愛子

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

総社市では「ひきこもりからの社会参加200人」を目標に取り組まれており、社会福祉協議会さんの協力もかなりあり社会福祉協議会において障がい、生活困窮、権利擁護に関する相談を推進する中で「ひきこもり」と思われる方の存在を確認するなど取り組み、地域にいる民生委員さんも一緒になって対象者を見守られたり社会参加へと促す等されていた。

下松市では民生委員のなり手不足が課題ですが、総社市も同じように民生委員のなり手不足が大変であると話されていました。ですが、そんな中でもひきこもり支援を手厚く行っており大変勉強になりました。

下松市ではまだひきこもり支援の取り組みが行えておらず、総社市さんのお話を聞いていて大変恥ずかしく刺激を頂き下松市でも行う必要性を強く感じました。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

明石市では障がいのある人もない人も誰もが住み良いまちづくりを目指す取り組みの1つとして手話を言語として認め、障がいのある人のコミュニケーションを促進する条例を作られています。

その1つがまさに、「手話言語・障害者のコミュニケーション条例」の制定であると学びました。

合理的配慮に関する法律が変更され、誰もが合理的配慮を提供しやすい環境づくりを進めているなとも感じました。

明石市では、市役所内に手話サークルのようなものがあるそうで、市役所の中でも手話が使いやすいように、学びやすいようにと環境が大変優れてました。

「手話は言語であり、手話を使う方が手話を必要としてるのではなく、健常者が手話を必要としているんだ」との説明の言葉に素晴らしい意識だなと思いました。

下松市では、まだ手話言語条例が作られていません。この度の視察を生かし、今後、手話言語条例を作ることができるよう頑張っていきたいと思います。

委員 堀 本 浩 司

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

ひきこもりについては調査によると、５０人に１人（２％）の割合との報告がある。本市については、正確には把握されていないが、５０人くらいと想定される。ひきこもりは経済的損失等大きな課題であるし、何らかの対策や改善をしなければならないと考える。

総社市の感想を述べたい。

片岡市長は、障がい者１，０００人の就労の場の政策を掲げ、平成２６年障がい者の就労者は８００人と目標数値を目指している。又、年間１，６００万円事業として（社会福祉協議会への委託料を含め）取り組んでいる。又、全国屈指の福祉文化先駆都市を目標に掲げ、子育て施策、障がい者雇用施策、予約型乗合タクシー（雪舟君）等にも取り組んでいる。

次に取組として、ひきこもり支援施策を進めるにあたり、平成２７年にひきこもり支援等検討委員会を設置し、民生委員、福祉委員にもご協力いただいている。平成２９年に社会福祉協議会の支援窓口「ワンタッチ」を設置。後、「ほっとタッチ」も設置。

ひきこもり支援については行政、社協だけでなく「ひきこもりサポーター」の育成も進め、養成テキストも作成。９０名が登録している。職員の説明では、あるひきこもりの方への対応に５年かかったとのことで、地道な作業であると感じた。

最後になるが、市長の「ひきこもりは当事者やその家族が悪いのではなくひき込まざるを得なくした社会が悪いのである。であるから行政（首長）が全力で支援にしていけるべきである」との強い思いで大きく支援が進んでいると感じた。余談で史跡、古墳が多いまちでもある。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

人口が増加している。その要因は様々であるが、理由の１つとして聴覚、言語、知的等の障がいを抱える方たちの支援に力を入れていることがあげられる。

又、教育現場にもインクルーシブ教育を取り入れ、共に学ぶ子ども達も健やかに育成されていると感じた。このことも住みよいまちとして、転入が増えている要因といえるようだ。

平成２６年には、障がい者（ろう者、難聴者、視覚障害等）コミュニケーション支援従事者、学校経験者からなる条例検討委員会を設置し、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を合わせた手話言語障害者コミュニケ

ーション条例を制定されており、障がいの有無を問わず、誰もが住みやすいまちづくりに取り組まれていると感じた。

条例には、手話を言語として認めることや、色々なコミュニケーションの支援が書かれている。さらに次のステップとして、障がいのある人への差別をなくす条例、合理的配慮の提供を支援する助成制度、障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指しており、現在も常に改善され上を目指している様である。

職員についても手話検定や研修に積極的に参加。市民の意識改革もかなり進んでいる。又、学校現場、お店等の環境整備も進められており、市民を巻き込んだとても評価できる取組であった。

委 員 三 浦 徹 也

■ 総社市（ひきこもり支援事業について）

平成27年8月「ひきこもり支援等検討会を設置」し、ひきこもりの定義・理念を明確化し、ひきこもり支援対策を検討・創設された。平成28年1月～9月に市内17地区で懇談会・実態把握を始める。民生委員、福祉委員との問題意識の共有・醸成をし、市内に少なくとも200名ほどのひきこもりがいるとの結果が出る。そして具体的な支援の実施となる。

各施策の成果としては居場所の設置ができたことにより、社会参加が可能になった方が増えた。支援の周知によりサポーター養成講座受講者の増加がある。

同時に課題もあり、サポーターの全ての方が満足できる活動ができていない。もっと活躍したいとの声が上がっているとの事。現状では個人、独断では動いてもらっていないためであると考えられる。

市議会との連携では市議会議員の中に養成サポーターが何人かいらっしゃり、ひきこもりサポーターへの理解があるからこそ予算の確保にも繋がっている。

国、県との連携は薄いと感じており、ひきこもり支援、相談は住んでいる自治体にまず相談するものであり、今後の課題だと認識している。

下松市においてはまずは実態把握をし、何を求められているかを調査していかなければならないと感じた。下松市にも必要な施策であり、進みは遅くとも今後に向けた準備を始めなければならない。

■ 明石市（手話言語・障害者コミュニケーション条例施行後の具体的な取組や効果について）

平成26年9月第一回条例検討委員会が行われる。第四回まで進みパブリックコメントの実施。49名から74件の意見応募があった。これは検討委員会を障害者、コミュニケーション支援従事者、学識経験者で構成し、委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど当事者の声を聞き取った為である。パブリックコメントも手話を動画にし通訳して文章化するなど当事者の声が届けられている。

条例制定後の変化は、ろう者や関係団体が行政の取り組みに参加するようになり、当事者の目線で街のバリアフリーを考える事ができる。条例は手話だけに特化したものではなく、コミュニケーションや情報保障の環境を他の障害者も一緒に改善していくことが目的である為、施策の検討や推進にあたり、聴覚障害者以外の障害者団体とも連携する事が多い。市職員の意識の変化や手話通訳者派遣人数の増加もあり、手話を学びたい市民の増加も嬉しい変化である。

人が意識する事で広がりを持ち、市民が住みやすいと感じるまちづくりが進んでいると感じた。

ハードではなくソフト面での取り組みで人口増加に繋がっている事は、今後の下松市においても考えていかなければならない課題である。